

中国による不当な人民拘束を許すな

中国では2014年11月1日、「中華人民共和国反間諜法（以下「反スパイ法」と略称）」が交付され施行された。「反スパイ法」とは、スパイ行為の取締り強化を目的として制定された法律である。この法律制定以降、日本人を始め多くの外国人が、スパイ容疑で不当に拘束され、裁判にかけられ、判決を下されている。

1. 現状、起こっていること

【日本人の不当な拘束】

反スパイ法の制定以降、2015年から、15人もの日本人がスパイ容疑で拘束され、2021年1月までに8人の判決が確定している。（<https://bizspa.jp/post-404595/2021> 2021年8月3日閲覧）。

特に学術関係では、下記2名の大学教員・研究者が拘束された。

●北海道大学教授 岩谷将（いわたに のぶ）氏

岩谷氏は、2019年9月3日、中国社会科学院の招きで中国を訪れ、北京滞在中に拘束された。日本政府は岩谷氏の釈放を繰り返し要求していた。11月15日保釈されたが、その際中国側は、岩谷氏が「過去も含めて大量の機密資料を収集していたことを認めた」として、反スパイ法と刑法の違反に当たると認定したと述べた。保釈の理由は、岩谷氏が容疑を認め、反省の意思を表明する手続きに応じたためとしている。

●前北海道教育大学教授 袁克勤氏（中国籍だが、日本での永住権取得）

袁氏は、2019年5月25日、母の葬儀のため中国に帰国し、長春でスパイ容疑により拘束された。家族や弁護士との接見は不許可であったが、2021年ようやく弁護士との面会が許され、健康状態に問題はないことが確認された。2021年4月スパイ罪で起訴された。中国当局は、「事実を包み隠さず自供し、証拠も確か」と説明しているが、袁氏は争う姿勢を示しているという。（<https://globe.asahi.com/article/14357165> 2021年8月3日閲覧）

2. 問題点

上記は、中国でのスパイ疑惑による不当な拘束の一端であり、許しがたい人権侵害である。以下にその問題点を整理する。

（1）不当な拘束

「反スパイ法」は極めて曖昧な法律である。罪の基準も適用範囲も曖昧であり、当局による恣意的運用が可能である。また実際に、恣意的に運用されていると言わざるを得ない。

（2）非人道的処遇の収容所

収容所での処遇については、次のような非人道的実態が報告されている。

- ・ 家族・弁護士との面会が許可されない。
- ・ 極めて不衛生な居住環境であり、食事の不衛生かつ栄養的に不足している。
- ・ 医療措置も不十分であり、病気をしても満足な治療が受けられない。
- ・ 執拗な尋問による精神的苦痛に耐えられず、虚偽の自白が強いられる。
- ・ 思想教育が課される。

- ・懲罰制度が設けられ、態度が悪いという理由で懲罰が加えられる。
- ・懲罰目的で独房に拘留される。

(3) 不公正な裁判

裁判に関しては、次のような不公正な点が指摘される。

- ・起訴内容が不透明である。
- ・状況証拠や伝聞証言に基づいて審理が行われる。証言も証人に強要されたものである。
- ・自白は、恐怖感（拷問）により強要されたものである。
- ・裁判は非公開である。
- ・判決文を入手することは困難である。
- ・被疑者の罪状認否は不明である。

(4) 学問の自由の侵害

学者や研究者の不当な拘束により、学問の自由が著しく侵害されることは言うまでもない。不当な拘束、非人道的収容所生活、不公正な裁判と判決、それらの恐怖から、中国当局にとって不都合な研究は一切できなくなる。こうして学者たちの学問の自由は奪われていくのである。

3. 人権理事会への要請

私たちは、人権理事会に対して、中国政府及び日本政府が次の事を実行するように勧告するよう要請する。

【中国政府に対して】

① 不当な拘束の禁止

拘束の根拠となる疑惑の基準や適用範囲を明確にすること。

② 収容所での人道的処遇

- ・弁護士や家族との面会を認めること。
- ・衛生的な居住環境と、衛生的かつ質的量的に十分な食事を提供すること。
- ・十分な医療措置を行うこと。
- ・執拗な尋問や思想教育・懲罰制度を禁止すること。
- ・上記のことが遵守されているかを確認するために、国連の人権理事会による立ち入り調査を許可すること。

③ 公正な裁判の実施

- ・起訴に関する罪状を明確にすること。
- ・裁判を公開すること
- ・判決文を公開すること。

【日本政府に対して】

- ① 不当に拘束されている日本人の保護を中国に断固として要請すること。
- ② 中国が応じない場合には強力な実効的措置を講じること
- ③ 外国で不当に拘束されている日本人を解放するための措置を政府に義務付ける法律を制定すること

と。

- ④ 日本学術会議を通じて、中国に対して学問の自由が侵されていることを抗議すること。

以上